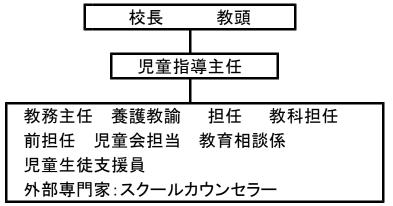
【いじめ防止基本方針】

- 1 いじめ対策委員会
- (1)構成員



- ※いじめ発生時は校長の指示のもと、児童指導主任が、メンバーを選出し、 緊急会議を開催する。
- (2)いじめ対策委員会の役割
 - ①いじめの未然防止に向けた研究と取組。
 - ②いじめO運動の推進
 - ③いじめ発生時の対応(委員から選出)
- 2 いじめが生じたときの対応(フローチャート参照)
- (1)いじめを発見したときの流れ

発見者 → 担任 → 児童指導主任 → 校長・教頭 → いじめ対策委員会

- ※児童や保護者から訴えがあったとき、その時点で「いじめではない」という感触があったと しても「いじめがあった」ものとして調査にあたる。
- (2)いじめ対策委員会① 【児童指導主任がいじめ対策委員から選定】
 - ①情報の共有
 - ②対応の方針の決定
 - ③聴き取り調査についての確認
 - ④アンケート
 - ⑤学級への対応
 - 6保護者との連携
 - ⑦市教委への連絡
 - ※重大事態と判断した場合は市教委に連絡し、市教委・学校どちらが調査の主体になるかを相談する
- (3) 聴き取り調査【児童指導主任 担任 教頭 教務主任 等】
 - ①間をおかずに即刻対応する。
 - ②チームで対応する。

- 〇できれば二人ひと組で
- ○速さを重視する場合、人数が多い場合は一人で対応の場合も
- ③加害児童・被害児童別々に聴き取る。
- ④聴き取り調査が終わるまで、加害の児童達及び被害児童と加害児童が接触しないよう にする。
- ⑤聴き取りの内容
- ⑥客観的な事実を聴き取る
 - ○複数の証言を得る(周辺児童への聴き取りが有効)
 - ○聴き取りの時は指導を入れない。
 - 〇先入観をもたない。

(4)いじめ対策委員会②【児童指導主任がいじめ対策委員から選定】

- ①聞き取った内容の照合
 - ○整合しない場合は、再度聴き取りを行う。
 - ○どうしても整合しない場合は、整合した部分のみを事実とする。
- ②被害児童の支援・加害児童の指導
- ③被害児童・加害児童の保護者との面談
- 4)再発防止のための支援体制
 - ◆被害児童を守るために ◆加害児童が再度いじめをしないために

(5)被害児童への支援【担任・児童指導主任】

- ①事実の確認
 - ○加害・被害児童からの聞き取りで整合したことについて確認
 - ○整合しなかったことについては被害児童の言い分を否定せずに整合しなかったという 事実を伝える。
- ②被害児童の心情を共感的に聞き、被害児童のよさを伝える。
- ③学校体制で守るということを伝える。
- ④被害児童の要望や願いを聞きながら、今後の対応を考える。
 - 〇「いじめ対策委員会」で決定した支援策を提案するとともに、被害児童の要望や願いを 聞き、今後の対応を共に考える。
 - ○その場で判断できないことについては保留とし、校長・教頭等と相談後、伝える。

(6)加害児童への指導【担任・児童指導主任】

- ①事実確認
- ②被害児童の心情への共感に導く
 - 〇いじめが人格を傷つけ、時には生命を奪う行為であることを理解させる
 - 〇被害児童のつらさに共感させる。
 - ○押しつけでなく、共感を誘うように支援する。
- ③いじめの背景
 - いじめの背景にあるストレス等について共感的に聞き、解決策を共に考える。

- ④今後の行動、生活
 - 〇被害者への謝罪
 - 〇いじめをしないという誓い
 - 〇自分のよさを生かした生活
- (7)加害児童の被害児童への謝罪【担任・児童指導主任】
 - ①形だけでなく、双方が納得できるようにする。
- (8)被害児童の保護者への対応 【担任 児童指導主任 等】 ※必ず2名以上で
 - ①児童・保護者への謝罪
 - ②事実・指導経過等の説明
 - ○被害児童、加害児童間で整合したことを事実として伝える。
 - ③被害児童・保護者の思いへの共感
 - ④これからの対応の説明
 - 〇全力で守ることを伝える。
 - 〇これからの指導・支援について説明する。 「いじめ対策委員会」で決定した支援体制・指導、学級での指導・支援等
 - ○保護者の要望を聞き、話合いによって対応を決定する。
 - 〇継続的に情報交換をすることを伝える。
 - ⑤家庭での支援の依頼
 - ⑥加害児童保護者の謝罪を望んでいるか確認
- (9)加害児童の保護者への対応 【担任 児童指導主任 等】 必ず2名以上で
 - ①事実・指導経過等の説明
 - 〇被害児童、加害児童間で整合したことを事実として伝える。整合性のないことが話題に なった場合は整合性がとれなかったことを伝える。
 - ②被害児童・保護者の思いへの共感
 - ③加害児童の思いや影響を伝える
 - 〇いじめの理由・動機
 - ・背景にあるストレス(学習、友人関係等)等の存在
 - ・反省の気持ち
 - ・いじめは加害者・被害者双方の人格形成や友人関係に影響する行為であること
 - ④今後の過ごし方
 - ○加害児童の良い面を認め、それを生かす前向きな展開について話し合う。
 - 〇これからの学校の対応について説明する 「いじめ対策委員会」で決定した支援体制、学級での指導・支援等
 - ○被害児童・保護者への謝罪
 - ⑤家庭の協力の依頼
- (10)学級での指導(傍観者への指導)【担任】
 - ①いじめの問題について話し合わせ、自分の問題としてとらえさせる。

- 〇被害児童・加害児童双方の気持ちを考えさせる。
- ○自分ではいじめを止めることができなくても、誰かに知らせることができることを伝える。
- ②傍観者にならないための指導
 - ・いじめは絶対に許されない行為であることを知らせる。
 - 被害児童の苦しみを理解させる。
 - 教職員への相談、アンケートによる通報等自分にできることを考えさせる。
- ③望ましい人間関係づくり
 - 互いに認め合い、尊重し合える雰囲気の醸成。
 - ・道徳や学級指導、日常の指導を通して、善悪の判断、思いやり、相互理解、正義感、 生命尊重等の心情を育成する。

(11) 再発防止のための支援・指導

- ①被害児童の見守り
 - ○担任を中心として、全職員で見守る。
 - ○再発の可能性が高い場合は、支援の職員を身近に配置する。
- ②加害児童に対する指導・支援
 - 〇いじめ行為を行わないよう担任を中心として、全職員で観察する。
 - ○思いやりの心、規範意識等を醸成できるよう継続的に指導する。
 - 〇ストレスの原因の究明、軽減に努める。
 - 〇スクールカウンセラー、いじめストップアドバイザーなどへの相談、本人、保護者への カウンセリング。
- ③学級指導(全体指導、話合い等を通して)
 いじめは絶対許されない行為である 被害児童の心情 加害児童の心情
 一人一人にできること よりよい集団作り
- 4道徳科

善悪の判断 思いやり 相互理解 正義感 生命尊重 等

3 重大事態への対処

(1)重大事態の定義

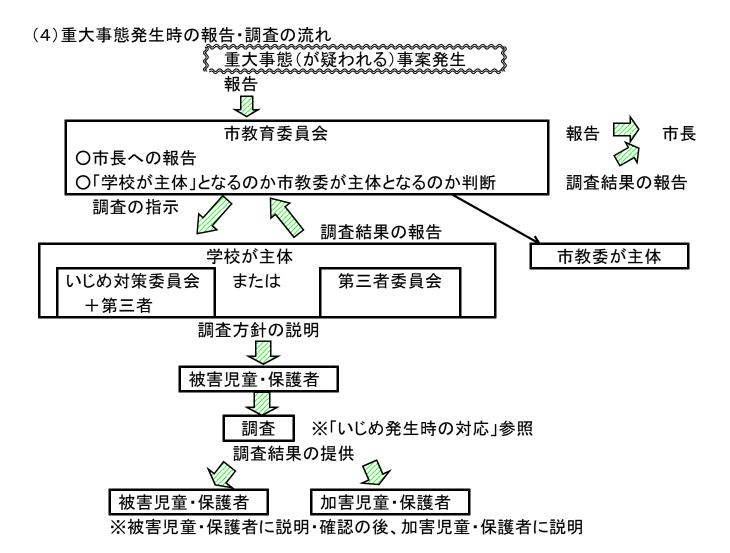
- ⟨○いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
 - 〇いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い があると認めるとき

(2) 重大事態としての取扱いに関する留意点

- ①「相当の期間学校を欠席」とは不登校の定義に基づき、年間30日を目安とする。ただし、 児童が一定期間連続して欠席しているような場合や転校した場合には、目安にかかわら ず、迅速に調査を始める。
- ②重大事態への対応は、事実関係が確定した段階で対応を開始するのではなく疑いが生じた時点で開始する。

(3)重大事態の事例

- 〇自殺をはかった。(軽傷でも)
- 〇リストカットなどの自傷行為があった。
- ○暴力を受け負傷した。(骨折、脳しんとう、歯が折れる等)
- 〇心に重大な傷を負った。(心的ストレス障害と診断、嘔吐・腹痛などの心因性の身体反応 の継続)
- ○ズボンと下着を脱がされ裸になった。



(5)被害児童・保護者に対する調査方針の説明

- ①説明時の留意点
 - ○「いじめはなかった」などと断定的に説明しない。
 - 〇被害児童や保護者を傷つける結果になったことが明らかな場合は、対応の不備について説明し謝罪する。
 - 〇被害児童・保護者の心情を害する言動は慎む。
 - 〇被害児童・保護者に寄り添いながら対応し、信頼関係を構築できるようにする。
- ②説明の内容
 - 〇調査の目的:事案の全容解明、同種の事態の発生予防等
 - ○調査の主体:組織の構成、専門性・公平性・中立性
 - ○調査時期・期間:調査開始、結果が出るまでの期間、経過報告の時期

- 〇調査事項:調査事項(事実関係、学校の対応) 調査対象(聴き取りする児童・教職員の範囲)
- 〇調査方法:アンケート(様式、聴き取りの方法・手順)
- 〇調査結果の提供:内容、いつ、どのように、個人情報の保護(個人名、一定の条件)
- (6)調査の実施 ※別紙「いじめ発生時の対応」に則って実施する
 - ①調査の実施上の留意点。
 - ○アンケート実施にあたってはいじめの重大事態の調査のために行うこと、結果を被害児童・保護者に提供する場合があること(個人名は伏せる)を調査対象の児童に説明した上で実施する。
 - ○被害児童、情報を提供してくれた児童を守ることを優先する。
 - ○情報の記録を5年間保存する。
 - ②調査の説明・報告・公表

〈地方公共団体の長への報告〉

- ○調査結果の及びその後の対応について地方団体の長に報告・説明する。
- 〈被害児童・保護者に対する情報提供及び説明〉
- 〇被害児童生徒及び保護者に対して、事実関係等の必要な情報及び調査結果の説明を 行う。
- ○情報提供は「地方公共団体の個人情報保護条例に照らして不開示とする部分」を除いた部分を整理して行う。その際、いたずらに個人情報を盾に情報提供及び説明を拒否しない。

〈調査結果の公表〉

- 〇調査結果を公表するか否かについては、事案の内容や重大性、被害児童及び保護者の意向、公表した場合の他の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断する。※市教委の指導助言を仰ぐ
- 〇調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を事前に被害児童·保護者に確認する。
- 〇調査結果を公表する場合、関係者のプライバシーに十分配慮し、情報公開条例に則って行う。
- 〇報道機関等の外部に公表する場合、他の児童及び保護者に対して、事前に調査結果 及び再発防止策について報告する。
- 〈加害児童及び保護者に対する調査結果の公表〉
- 〇加害者側への情報提供の方針について被害児童・保護者に確認した後、加害者側に対 する情報提供を実施する。

(7)マスコミ対応

- ①取材には、誠意をもって応じる。
- ②取材への対応の窓口は一本化する。(校長または教頭)
- ③明確でない事象に関しては即答せずに、明確になった時点で答える旨を伝える。
- ④校内に入って直接児童に取材することは断る。
- ⑤「話せる内容」と「話せない内容」を明確に弁別する。

(8) 再発防止のための支援・指導 ※2の(11)参照

4 早期発見

- (1)アンケート調査
 - ①市教委いじめアンケート(年2回)
 - ②本校のいじめアンケート(毎月)
- (2)アンケート調査実施のポイント
 - ①簡単な形式で
 - •回答しやすい
 - •集計しやすい
 - ②定期的に
 - ・本校では毎月
 - ③落ち着いた雰囲気の中で
 - ・安心して回答できる雰囲気
 - 「真剣に」、「正直に」を伝える。
 - 4記名か匿名か、メリット・デメリットを考慮して

	メリット	デメリット
	誰がいじめられているか把握しやすく	誰が書いたか分かってしまうため、
記名式	素早く対応できる。	本当のことを答えにくい。
	誰が何を知っているか把握しやすく、	
	対応に活用しやすい。	
	・記入者が分からないため、安心して	・誰がいじめられているか把握しにくく
無記名式	知っている情報を書くことができる。	対応が遅れる。
		・情報源が特定できず、対応に活用
		しにくい。

(3)教育相談体制の充実

- ①定期的な教育相談(学期1回)
- ②アンケート結果から心配な児童への教育相談(アンケート後)
- ③日常の観察から心配な児童への教育相談(随時) 〇「いじめ早期発見のためのチェックポイント」の活用
- ④「こころとからだのそうだんポスト」を活用しての児童生徒支援員による教育相談
- ⑤養護教諭による教育相談(随時)
- (4)児童との信頼関係の構築
 - 〇一人一人の存在やよさを認める。
 - ○観察やコミュニケーションから児童理解を深める。

- (5)「いじめ早期発見のためのチェックポイント」の活用 〇週案に綴じ込み、児童の観察時に活用する。
- 5 未然防止
- (1)いじめについての共通理解
 - ①「いじめは人間として絶対に許されない」雰囲気の醸成。
 - 〇学級指導
 - 〇校長講話
 - 〇児童会による「いじめ0運動」
 - ②「いじめへの対応」の共通理解。
- (2)いじめに向かわない態度・能力の育成
 - ①「いじめ0宣言」によるいじめを行わないという決意
 - ②道徳科・学級活動での指導
 - 〇善悪の判断 思いやり 相互理解 正義感 生命尊重 等
 - ③キャリア教育
 - 〇自他を尊重する態度の育成
- (3)いじめが生まれる背景を踏まえた指導
 - ①分かりやすい授業づくり
 - ②一人一人が活躍できる集団づくり
 - ③温かな人間関係づくりを目指す学級経営
 - ④教師の不適切な言動の一掃
- (4)自己有用感の育成
 - (1)キャリア教育
 - ○「自分のよさに気づく力」の育成
 - 〇つくばね賞
- (5)児童自らの取り組み
 - ①児童会の「いじめO運動」の推進
 - ②学級会等での話し合い
- (6)保護者・地域との連携
 - ①PTA総会、学年部会等で話題にする。
 - ②地域の会議・集会等で話題にする。